

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

◎ 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（企業型年金加入者掛金の額の変更の例外）</p> <p>第四条の二 令第六条第五号ロの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することとなる期間の月数に応じて変更する場合</p> <p>（企業型年金規約の閲覧）</p> <p>第四条の三 （略）</p> <p>2 二以上の事業主が一の企業型年金を実施する場合における法第四条第四項の企業型年金規約の閲覧については、当該閲覧の求めをした第一号等厚生年金被保険者を使用する事業主は、当該企業型年金規約の全部又は一部（当該事業主に係る部分に限る。）を閲覧させることができるものとする。</p>	<p>（企業型年金加入者掛金の額の変更の例外）</p> <p>第四条の二 令第六条第四号ロの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（企業型年金規約の閲覧）</p> <p>第四条の三 （略）</p> <p>（新設）</p>

(規約の軽微な変更等)

第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一〇七 (略)

八 令第三条第五号に掲げる事項

九 令第三条第八号に掲げる事項

十・十一 (略)

2 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等を行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

四 過去に抛出された令第十条の二に規定する企業型掛金抛出単位期間

(同条ただし書の規定により事業主掛金を抛出する場合又は令第十条の三ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を抛出する場合には、令第十一条の二第二項に規定する抛出区分期間。第二十一条及び第七十条第三項第一号において「抛出期間」という。) ことの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を抛出した者の名称

五〇七 (略)

2〇5 (略)

(規約の軽微な変更等)

第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一〇七 (略)

八 令第三条第三号に掲げる事項

九 令第三条第六号に掲げる事項

十・十一 (略)

2 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等を行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

四 過去に抛出された各月ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を抛出した者の名称

五〇七 (略)

2〇5 (略)

(納付期限日を延長できる場合等)

第十六条の二 令第十一条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、事業主掛金を納付期限日(令第六条第七号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第一項において同じ。)までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 令第十一条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

3 令第十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、企業型年金加入者掛金を納付期限日(令第六条第八号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第二項において同じ。)までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

4 令第十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日か

(災害等による掛金の納付の特例)

第十六条の二 災害その他やむを得ない理由により事業主が法第二十一条第一項の規定により翌月末日までに資産管理機関に納付することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する事業主掛金(同日までに納付されていないものに限る。)については、事業主は、当該理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までに資産管理機関に納付することができるものとする。

2 災害その他やむを得ない理由により企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者が法第二十一条の二第一項の規定により翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する企業型年金加入者掛金(同日までに納付されていないものに限る。)については、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、当該理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までに事業主を介して資産管理機関に納付することができるものとする。

ら二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

(納付期限日の延長に関する通知)

第十六条の三 事業主は、令第十一条の三第一項の規定により事業主掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならない。

2 事業主は、令第十一条の三第二項の規定により企業型年金加入者掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に通知しなければならない。

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 前期日から今期日までに拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称

六 十 (略)

2 6 (略)

(個人型年金加入者の申出)

(新設)

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 前期日から今期日までに拠出された各月ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称

六 十 (略)

2 6 (略)

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条まで及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額

三 三〇八（略）

2（略）

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条 第二号被保険者又は第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。

）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二（略）

三 個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあつては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の掛金の額

四 四〇六（略）

2 〇 4（略）

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 毎月の個人型年金加入者掛金の額

三 三〇八（略）

2（略）

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条 第二号被保険者又は第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。

）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二（略）

三 個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあつては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の毎月の掛金の額

四 四〇六（略）

2 〇 4（略）

(個人型年金運用指図者の申出)

第五十二条 個人型年金運用指図者は、個人型年金加入者となろうとするときは、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

一 第一号被保険者である個人型年金運用指図者

イ〜ニ (略)

ホ 拠出期間の個人型年金加入者掛金の額

ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 過去に拠出された拠出期間ごとの掛金の額の実績及び掛金を拠出した者の名称

五〜十六 (略)

2〜5 (略)

第七十条 (略)

2 (略)

(個人型年金運用指図者の申出)

第五十二条 個人型年金運用指図者は、個人型年金加入者となろうとするときは、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

一 第一号被保険者である個人型年金運用指図者

イ〜ニ (略)

ホ 毎月の個人型年金加入者掛金の額

ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 過去に拠出された各月ごとの掛金の額の実績及び掛金を拠出した者の名称

五〜十六 (略)

2〜5 (略)

第七十条 (略)

2 (略)

3 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

- 一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された拠出期間）ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

- 二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された拠出期間）ごとの

3 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

- 一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月）ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

- 二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月）ごとの掛金

掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

4  
5  
6  
(略)

の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

4  
5  
6  
(略)